

平成29年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第1号

松伏町都市再生整備計画評価委員会設置条例

1 趣旨

都市再生特別措置法第46条に規定する都市再生整備計画に基づき実施した事業の事後評価を適切に行うため、松伏町都市再生整備計画評価委員会を設置する条例の制定

2 内容

(1) 所掌事項（第2条関係）

委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

ア 事後評価の手續に関すること。

イ 都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果に関すること。

ウ 今後のまちづくり方策等の内容に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、事後評価に必要な事項に関すること。

(2) 組織（第3条関係）

委員会は、委員3人をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、町長が委嘱する。

ア 学識経験のある者

イ アに掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(3) 任期（第4条関係）

当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

(4) 職務（第5条関係）

委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(5) 会議（第6条関係）

委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

都市再生整備計画評価委員会委員の報酬を日額5,800円と定める。

議案第2号

松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、法人税割の税率の引下げ及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長をするとともに、軽自動車税における環境性能割の創設等をするための条例の改正

2 内容

(1) 法人税割の税率を100分の6（現行100分の9.7）とする。（第34条の4関係）

(2) 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う規定の整備を行う。（第36条の2関係）

(3) 軽自動車税として環境性能割を次のとおり創設する。

ア 納税義務者は、3輪以上の軽自動車の取得者とする。（第80条関係）

イ 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とする。(第81条の3関係)

ウ 環境性能割の税率を次のとおりとする。(第81条の4・附則第15条の6関係)

区分	税率
1 次に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの (1) 乗用車のうち、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であるもの等 (2) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であるもの等	100分の1 (当分の間、営業用については100分の0.5)
2 ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックに限る。)であつて、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもの等(1に該当する軽自動車を除く。)	100分の2 (当分の間、営業用については100分の1)
3 1及び2に該当する軽自動車以外の3輪以上の軽自動車	100分の3 (当分の間、100分の2)

エ 環境性能割の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。(第81条の5関係)

オ 環境性能割の納税義務者等は、一定の時又は日までに、申告書等を町長(当分の間、県知事)に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。(第81条の6・附則第15条の4関係)

カ 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車等のうち必要と認めるもの(当分の間、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車)に対しては、環境性能割を減免する。(第81条の8・附則第15条の3関係)

キ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。(附則第15条の2関係)

ク 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を県に交付する。(附則第15条の5関係)

(4) 現行の軽自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行う。

(5) 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長する。(附則第7条の3の2関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年10月1日。ただし、2(2)については平成29年4月1日、2(5)については公布の日

(2) 町民税に関する経過措置

2(1)は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

- ア 2 (3) は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- イ 2 (4) は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
給与の減額の対象となる休暇に介護時間を追加するための条例の改正
- 2 内容
給与の減額の対象となる休暇の追加 (第4条関係)
任命権者の承認があった場合、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する休暇に、介護時間を加える。
- 3 施行期日
公布の日

議案第 4 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業の対象となる子の範囲の見直し等を行うとともに、職員の部分休業の承認において、介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じることとするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直し (第2条の2関係)
職員の育児休業等の対象となる子の範囲に、児童の親の意に反する等の理由により、養子縁組里親 (※1) となることができない養育里親 (※2) である職員に委託されている子を加える。
※1 養子縁組里親：養子縁組を結ぶことを前提とした里親
※2 養育里親：養子縁組を結ぶことを前提としていない里親
 - (2) 再度の育児休業をすることができる特別の事情 (第3条関係)
既に育児休業をした職員が、再度の育児休業をすることができる特別の事情に、特別養子縁組が成立せずに審判が終了した場合及び養子縁組が成立しないまま委託しなくなった場合を加える。
 - (3) 再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情 (第10条関係)
既に育児短時間勤務をした職員が、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、特別養子縁組が成立せずに審判が終了した場合及び養子縁組が成立しないまま委託しなくなった場合を加える。
 - (4) 部分休業の承認における介護時間の取扱い (第21条関係)
職員の部分休業の承認において、介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じる。
- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日
公布の日
 - (2) 経過措置
この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第2条の2中「第1号に規定する養育里親である職員」とあるのは、「第2項に規定する養育里親である職

員」と、「第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員」とあるのは、「第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員」とする。

議案第 5 号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の早出遅出勤務等の対象となる子の範囲を見直すとともに、介護を行う職員が時間外勤務の免除を請求できることとするための条例の改正

2 内容

(1) 早出遅出勤務等の対象となる子の範囲の見直し（第8条の2関係）

早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間（※1）中の子及び養子縁組里親（※2）に委託されている子等を加える。

※1 特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な期間

※2 養子縁組里親：養子縁組を結ぶことを前提とした里親

(2) 介護を行う職員の時間外勤務の免除（第8条の3関係）

介護を行う職員が時間外勤務の免除を請求できることとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第8条の2第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

議案第 6 号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

消費税率引上げの再延期に伴い、平成29年度分の保険料に係る低所得者の軽減措置について、平成27年度分及び平成28年度分の保険料に係る同措置と同様とするための条例の改正

2 内容

平成29年度分の保険料に係る低所得者の軽減措置について、平成27年度分及び平成28年度分の保険料に係る同措置と同様とする。

現 行	改 正 後
(保険料率) 第4条 (略)	(保険料率) 第4条 (略)
(1) から (12) まで (略)	(1) から (12) まで (略)
2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,704円とする。	2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,704円とする。
3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度	

における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,136円とする。

4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第2号に該当する者の平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,704円とする。

5 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第3号に該当する者の平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,984円とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) 経過措置

2は、平成29年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第7号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料について、モデル建物法を活用した審査の手数を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係るモデル建物法を活用した審査の手数料

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 91,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 158,000円

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第8号

松伏町個人情報保護条例及び松伏町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町個人情報保護条例の一部改正（第1条）

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例中の引用条項が移動したことに伴う規定の整備

イ その他規定の整備

(2) 松伏町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

ア 通知先の追加

地方公共団体が独自に条例で定め、情報連携する事務について、情報提供等記録の訂正を行った場合に、やりとりした相手方等に対し、その旨を通知する規定を追

加する。

イ その他規定の整備

3 施行期日

平成29年5月30日。ただし2（2）については公布の日

議案第9号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 人員に関する基準に係る規定の整備（第82条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が、兼務することができる同一敷地内にある施設等に、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第10号

松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 人員に関する基準に係る規定の整備（第44条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が、兼務することができる同一敷地内にある施設等に、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第11号

松伏町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

配偶者同行休業の期間の再度の延長をすることができる特別の事情を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 配偶者同行休業の期間の再度の延長（第6条の2関係）

配偶者同行休業に係る配偶者の勤務が、延長の期間が満了する日後も引き続くこととなり、その引き続くことが延長の請求時には確定していなかったこと等の事情がある場合には、配偶者同行休業の期間の再度の延長をすることができるものとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第12号

町道6号線（深町工区）道路築造工事（その1）請負契約の締結について

- 1 工事名 町道6号線（深町工区）道路築造工事（その1）
- 2 施工箇所 松伏町大字松伏地内
- 3 履行期限 平成29年12月28日
- 4 請負金額 68,770,080円
- 5 請負業者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目27番地1
清水建設株式会社
代表取締役 清水 勝太郎

議案第13号

債権の放棄について

- 1 債権の内容 さいたま地方裁判所越谷支部平成15年（ワ）第106号預り金返還請求事件に係る和解条項に基づく返還金及び遅延損害金
- 2 債権の金額 返還金4,964,257円及び和解条項に基づき発生した遅延損害金
- 3 放棄の理由 相手方が死亡し、その法定相続人も相続放棄をしており、債権を回収できる見込みがないため。

議案第14号

町道の路線認定について

認定内容

1054号線

松伏町大字金杉字蓮沼1252番5地先（起点）から
大字金杉字蓮沼1252番26地先（終点）まで
幅員 4.00m 延長 102.15m

議案第15号

町道の路線変更について

路線名	新旧の別	起 点	備 考
		終 点	
321	旧	松伏町大字築比地字馬場681番地先	幅員 2.60m ～4.20m
		松伏町大字築比地字馬場681番地先	延長 79.01m
	新	松伏町大字金杉字葎下2069番2地先	幅員 4.00m ～4.80m
		松伏町大字築比地字馬場682番地先	延長 61.68m

議案第16号

平成28年度松伏町一般会計補正予算（第5号）

1 補正前予算額	8, 618, 452千円
2 補正予算額	△75, 984千円
3 合計	8, 542, 468千円

議案第17号

平成28年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	4, 351, 637千円
2 補正予算額	22, 131千円
3 合計	4, 373, 768千円

議案第18号

平成29年度松伏町一般会計予算

1 本年度予算額	8, 026, 000千円
2 前年度予算額	8, 139, 000千円
3 比較	△113, 000千円

議案第19号

平成29年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1 本年度予算額	4, 339, 669千円
2 前年度予算額	4, 313, 350千円
3 比較	26, 319千円

議案第20号

平成29年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1 本年度予算額	590, 375千円
2 前年度予算額	573, 307千円
3 比較	17, 068千円

議案第21号

平成29年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1 本年度予算額	8, 040千円
2 前年度予算額	7, 793千円
3 比較	247千円

議案第22号

平成29年度松伏町介護保険特別会計予算

1 本年度予算額	1, 816, 068千円
2 前年度予算額	1, 799, 865千円
3 比較	16, 203千円

議案第23号

平成29年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1 本年度予算額	281, 907千円
2 前年度予算額	268, 892千円

3 比 較

1 3, 0 1 5 千円